1　品種登録の番号　第18436号
2　品種登録の年月日　平成21年９月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　トワイズミ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成19年３月２日

1　品種登録の番号　第18437号
2　品種登録の年月日　平成21年９月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　もち姫（ひめ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成19年３月２日

1　品種登録の番号　第18438号
2　品種登録の年月日　平成21年９月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　きたほなみ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
7　出願公表の年月日　平成19年３月２日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５４号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目15番２号
債務者　前田雄一郎
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
青森県八戸市多賀台１丁目５番地　雇用促進住宅２―206
債務者　藤巻　伸子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
青森県八戸市西白山台３丁目12番11号
債務者　左舘のり子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
青森県八戸市下長２丁目３番４号　コーポ弥生荘５号
債務者　池田　照美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
青森県八戸市小中野５丁目８番20号　コーポ慶長、前住所青森県八戸市吹上２丁目11番36号　泉山アパート３号星方
債務者　中田可奈子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
青森県八戸市是川１丁目１番地10
債務者　新谷　宏子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１１１３号
埼玉県久喜市大字北中曽根1412番地の２
債務者　並木　孝一
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２０号
埼玉県上尾市大字上212番地１　クレスト上尾１―103
債務者　内田　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
新潟県小千谷市土川２丁目13番19号星野富幸方
債務者　星野　浩幸
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
新潟県長岡市水梨町1103番地21
債務者　吉村　真二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
新潟県長岡市猫興野1082番地11、申立前の住所新潟県長岡市大口389番地28
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
新潟県長岡市土合５丁目６番６号
債務者　田中　一枝
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係